

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美 様

2020年3月13日

さいたま市教職員組合
執行委員長 大澤 博

さいたま市教育委員会の「働き方改革」に関する要求書

さいたま市の学校教育の条件整備並びに山積する子どもと教育をめぐる課題に対する貴職の努力に対し、敬意を表します。

さて、国会での給特法の改定にともない、各自治体での条例策定の動きも始まっています。さいたま市教職員組合は、変形労働時間制の導入に強く反対しています。しかし、やむを得ず変形労働時間制を含む勤務時間等の変更がある場合、その内容や実施については当組合との交渉事項であると確信しています。現在、学校業務改善検討委員会へのお誘いもなく年度末の多忙な時期になりますが、遺漏なく話し合いが進められているか憂慮しています。

2020年度のさいたま市教職員の「働き方改革」に関して、下記の項目について要求しますので、文書での回答を強く要望するとともに誠意ある交渉実施を要求します。

記

1. 「2020年度さいたま市働き方改革の方針」および勤務時間の「上限方針」等の策定にあたっては、さいたま市教職員組合との交渉を経て決定すること。
2. 教職員の定数を増やすことおよび具体的な業務の削減なくして、上限だけを設定しないこと。また、「上限時間を守ることのみを求める」行為や「実際の時間より短い虚偽の時間を記録する」行為があった場合に、文部科学省大臣の答弁にあったように「職場の先生たちからも教えていただくような仕組み」を構築すること。またこのような行為が起らないようにすること。
3. 「学校業務改善検討委員会」の委員として、当組合員を加えること。
4. 今回の働き方改革は教職員の命と健康を守ることを目的としていること踏まえ、「上限方針」の実行が可能であるという結果をもって、変形労働時間制導入の根拠としないこと。
5. 時間外の業務を削減することを前提とし、割り振り変更の対象の明確化と拡充、職員への周知を行い、割り振り変更がより現場で活用できるようにすること。

以上